

令和7年11月6日

告 示

令和7年度における健康表彰記念品の調達について、次のとおりプロポーザル方式（企画競争入札）に付する。

調達案件名称	令和7年度における健康表彰記念品の調達業務		
公開開始日	令和7年11月6日	公開終了日	令和7年11月25日
調達機関	全国左官タイル塗装業国民健康保険組合		
調達機関所在地	東京都新宿区市谷田町 2-29 こくほ 21		
公 示 内 容	<p>1、調達内容（業務概要）</p> <p>(1) 購入等件名及び数量 令和7年度における健康表彰記念品の調達業務 1,000個（予定）昨年度実績 986 個</p> <p>(2) 調達案件の仕様等 記念品単価 上限 5,500 円/個 個別配送料を含む（消費税別途） 記念品内容 マッサージ用品（マッサージ・ガン等）、防災用品を含む計 4 点まで提案を可とする 包装方法 記念品を梱包し、箱に熨斗を印刷、挨拶状を封入 ※熨斗に健康表彰の文字、組合名の印刷 （上記はいずれも購入価格に含む） 配送方法 個別配送（一部は支部宛一括、個別） ※最終戻り品については、相当の保留期間を経て支部に一括納品（送料は別途）</p> <p>(3) 履行期間 契約締結日から令和8年3月第1週目まで</p> <p>(4) 履行場所 全国左官タイル塗装業国民健康保険組合が指定する場所</p> <p>(5) 入札方法 本件入札は、プロポーザル方式（企画競争入札）により行う。</p> <p>2、競争入札参加資格</p> <p>(1) 法人格を有すること。</p> <p>(2) 本件入札の公示から落札決定までの期間に、東京都暴力団排除</p>		

	<p>条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団関係者でない者、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和 62 年 1 月 14 日付 61 財経庶第 922 号）表 1 号に該当するとして（事業協同組合等であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）、要綱に基づく排除措置期間中でない者。</p> <p>(3) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。</p> <p>(4) 経営状態が安定しており、以下のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア 会社更生法の規定による再生手続開始の申立て者又は更生手続開始の申立てをされた者</p> <p>イ 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てをした者又は申立てをされた者</p> <p>ウ 破産法の規定に基づく自己破産の申立てをした者又は同破産手続きの開始決定を受けた者</p> <p>エ その他会社法に基づく特別清算の開始等経営状況が不健全であることが明らかになった者</p> <p>(5) 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属する者又は信用度が極端に悪化している者でないこと。</p> <p>3、入札書の提出場所等</p> <p>(1) 紙媒体の入札書及び記念品サンプルを郵送、又は持参する場合の提出場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先</p> <p>〒162-0843 東京都新宿区市谷田町 2-29 こくほ 21 全国左官タイル塗装業国民健康保険組合 業務課 第二係 電話：03-3269-4778 Mail：z.sttkokuho@zsttkokuho.org</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法</p> <p>ア 紙媒体による場合 上記（1）の場所において交付する（事前に電話により連絡すること）。</p> <p>イ Mail による場合 上記（1）の Mail アドレス宛に交付の依頼をする。</p> <p>(3) 入札書受付期間及び提出場所</p> <p>ア 郵送の場合</p>
--	---

	<p>競争入札参加資格の確認を得た日から<u>令和 7 年 11 月 25 日 (火) 午後 4 時まで</u>に上記 (1) の場所に提出する。</p> <p>イ 持参の場合</p> <p>競争入札参加資格の確認を得た日から<u>令和 7 年 11 月 25 日 (火) 午後 4 時まで</u>上記 (1) の場所に提出する。</p> <p>(4) 開札の場所及び日時</p> <p>全国左官タイル塗装業国民健康保険組合 令和 7 年 12 月 9 日 (火)</p> <p>5、その他</p> <p>(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨</p> <p>日本語及び日本国通貨に限る。</p> <p>(2) 入札の無効</p> <p>ア 本公示に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書</p> <p>イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書</p> <p>(3) 支払条件</p> <p>発注者全国左官タイル塗装業国民健康保険組合は、適法な請求書を受理した日の翌月末までに委託料を受注者に支払うものとする。</p>
--	---